

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-94 緊急制動表示灯</p> <p>7-94-1 装備要件</p> <p>自動車（大型特殊自動車を除く。）には、緊急制動表示灯を備えることができる。（保安基準第41条の4第1項関係）</p> <p>7-94-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 緊急制動表示灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が急激に減速していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第41条の4第3項関係）</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の4第3項関係、細目告示第61条の2第1項関係、細目告示第139条の2第1項関係）</p> <p>① 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、7-88-2-1 (1) 及び 7-89-2-1 (1) の規定を準用する。</p> <p>② 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、7-91-2-1 (1) 及び 7-92-2-1 (1) の規定を準用する。</p> <p>(3) 次に掲げる緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第139条の2第2項）</p> <p>① 指定自動車等に備えられている緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯</p> <p>7-94-3 取付要件</p> <p>7-94-3-1 視認等による審査</p> <p>(1) 緊急制動表示灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。（保安基準第41条の4第4項関係）</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2項関係、細目告示第139条の2第3項関係）</p> <p>① 全ての制動灯及び補助制動灯又は全ての方向指示器を使用するものであること。</p> <p>ただし、方向指示器と同時に使用する場合には、補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用することができる。</p> <p>② 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使</p>	<p>8-94 緊急制動表示灯</p> <p>8-94-1 装備要件</p> <p>自動車（大型特殊自動車を除く。）には、緊急制動表示灯を備えることができる。（保安基準第41条の4第1項関係）</p> <p>8-94-2 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 緊急制動表示灯は、自動車の後方にある他の交通に当該自動車が急激に減速していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものでなければならない。（保安基準第41条の4第3項関係）</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であって、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の4第3項関係、細目告示第217条の2第1項関係）</p> <p>① 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、8-88-2-1 (1) 及び 8-89-2-1 (1) の規定を準用する。</p> <p>② 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、8-91-2-1 (1) 及び 8-92-2-1 (1) の規定を準用する。</p> <p>(3) 緊急制動表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。（細目告示第217条の2第2項関係）</p> <p>8-94-3 取付要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 緊急制動表示灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。（保安基準第41条の4第4項関係）</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。</p> <p>なお、視認等により緊急制動表示灯の作動状況の確認ができない場合には、審査を省略することができる。（保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第217条の2第3項関係）</p> <p>① 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>用するときは、7-88-3 (1) ②から⑤まで及び⑦から⑨まで並びに7-89-3 (1) ①から④まで及び⑦から⑨までの規定を準用する。</p> <p>③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、7-91-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに7-91-3 (2) ②から⑩まで、⑮及び⑯並びに7-92-3 (1) ④の規定を準用する。</p> <p>(3) 次に掲げる緊急制動表示灯であって、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第139条の2第4項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について、装置の型式の指定を受けた自動車に備える緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯</p> <p>7-94-3-2 書面等による審査</p> <p>(1) 緊急制動表示灯は、その性能を損なわないように取付けられなければならない。(保安基準第41条の4第4項関係)</p> <p>(2) 緊急制動表示灯であって、取付位置、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、次の基準に適合するものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添13「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(保安基準第41条の4第4項関係、細目告示第61条の2第2項関係、細目告示第139条の2第3項関係)</p> <p>① 全ての制動灯及び補助制動灯又は全ての方向指示器を使用するものであること。</p> <p>ただし、方向指示器と同時に使用する場合には限り、補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用することができる。</p> <p>② 制動灯及び補助制動灯を緊急制動表示灯として使用するときは、7-88-3 (1) ②から⑤まで及び⑦から⑨まで並びに7-89-3 (1) ①から④まで及び⑦から⑨までの規定を準用する。</p> <p>③ 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、7-91-3 (1) ①から④まで、⑥及び⑦並びに7-91-3 (2) ②から⑩まで、⑮及び⑯並びに7-92-3 (1) ④の規定を準用する。</p> <p>④ 毎分180回以上300回以下の一定の周期で点滅するものであること。</p> <p>ただし、フィラメント光源を用いる場合には、毎分180回以上240回以下の一定の周期で点滅するものであること。</p> <p>⑤ 他の灯火装置と独立して作動するものであること。</p> <p>⑥ 自動で作動し、及び自動で作動を停止するものであること。</p>	<p>用するときは、8-88-3 (1) ②、③、⑤及び⑥並びに8-89-3 (1) ①、②、③、⑥及び⑦の規定を準用する。</p> <p>② 方向指示器及び補助方向指示器を緊急制動表示灯として使用するときは、8-91-3 (1) ②、③、⑦及び⑧並びに8-92-3 (1) ③の規定を準用する。</p> <p>(3) 緊急制動表示灯の機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第217条の2第4項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑦ 自動車が 50km/h を超える速度で走行中であり、かつ、制動装置による次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の入力がある場合にのみ作動するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあつては、UN R13-11-S18 の 5.2.1.31. 又は UN R13H-01-S3 の 5.2.23.</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-05 の 5.1.15.</p> <p>⑧ 次に掲げる要件に適合する緊急制動信号の制動装置による入力が停止した場合及び非常点滅表示灯が作動した場合に、その作動を自動的に停止するものであること。</p> <p>ア 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車以外の自動車にあつては、UN R13-11-S18 の 5.2.1.31. 又は UN R13H-01-S3 の 5.2.23.</p> <p>イ 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては、UN R78-05 の 5.1.15.</p> <p>⑨ 緊急制動表示灯は、牽引自動車(⑩に規定するものを除く。)に備える場合には、被牽引自動車に備える緊急制動表示灯を制御する構造であること。</p> <p>この場合において、牽引自動車と被牽引自動車との間に電氣的接続があるときは、緊急制動表示灯の作動周波数は、④本文に規定する値に限るものとする。</p> <p>ただし、被牽引自動車においてフィラメント光源が使われていないことを確実に検知できる場合にあつては、緊急制動表示灯の作動周波数は、④ただし書に規定する値によることができる。</p> <p>⑩ UN R13-11-S18 の 5.2.1.31. に適合する連携制動又は準連携制動による主制動装置を備える被牽引自動車を牽引することができるものに備える緊急制動表示灯は、主制動装置を使用している間、牽引自動車から被牽引自動車に緊急制動表示灯として使用する制動灯及び補助制動灯を点灯させるための電気が供給されるものであること。</p> <p>この場合において、当該被牽引自動車の緊急制動表示灯は、牽引自動車のものと独立に作動するものとすることができる。</p> <p>⑪ 連鎖式点灯をする方向指示器(自動車の後部に備えるものに限る。)又は補助方向指示器が緊急制動表示灯として作動する場合にあつては、連鎖式点灯による点灯はしないこと。</p> <p>(3) 次に掲げる緊急制動表示灯であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、(1) 及び (2) の基準に適合するものとする。(細目告示第 139 条の 2 第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられた緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている緊急制動表示灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置について装置の型式の指定を受けた自動車に備える緊急制動表示灯と同</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた緊急制動表示灯又はこれに準ずる性能を有する緊急制動表示灯	